

議案第九十四号

東京二十三区清掃協議会規約の変更に関する協議について

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十八日

提出者 港区長 武井雅昭

東京二十三区清掃協議会規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定に基づき、東京二十三区清掃協議会の担任职務を変更するため、別紙の規約により協議を行い、東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する。

（説明）

東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第二百五十二条の六の規定に基づき、本案を提出いたします。

東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約

東京二十三区清掃協議会規約（平成十二年四月一日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

第三条第一項を次のように改める。

協議会は、関係団体の事務のうち、次に掲げる事務を管理し及び執行する。

一 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務。ただし、関係団体により管理し及び執行することとなった事務を除く。

二 一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務

附 則

この規約は、平成二十五年四月一日から施行する。